

**認証紛争解決手続の説明**(実施規定10条／説明義務)

本書面の内容を十分お読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

**第1 調停全般について****1. 担当調停者の選任に関する事項**

○センター長は、調停者名簿に記載されている者のうちから、担当調停者として、第一調停者から1人及び第二調停者から1人を選任します。ただし、センター長が事案の内容等からみて相当と認めるときは、調停者を少なくとも1人を含む3人以上の担当調停者を選任することを妨げません。

**2. 当事者が本センターに納付する費用に関する事項**

○申立事務手数料(申立人負担)

10,000円(税別)

○相手方事務手数料(相手方負担)

10,000円(税別)

○調停期日手数料

期日1回につき、当事者それぞれ10,000円(税別)

○合意成立手数料

当事者それぞれ15,000円(税別)

○父母共にびじっとの受理面談を受けられた方(びじっとの現利用者含む)は、「申立事務手数料」「相手方事務手数料」がそれぞれ5割引きとなります。

○申立てが受理されないときは「申立事務手数料」を全額返金します。

○相手方が申立てに応じず調停をせずに終了したときは「申立事務手数料」の半額を返金します。

**3. 意見・資料等に含まれる秘密の取扱いの方法**

○調停手続は非公開で行います。参加が認められている者以外の参加は禁止です。

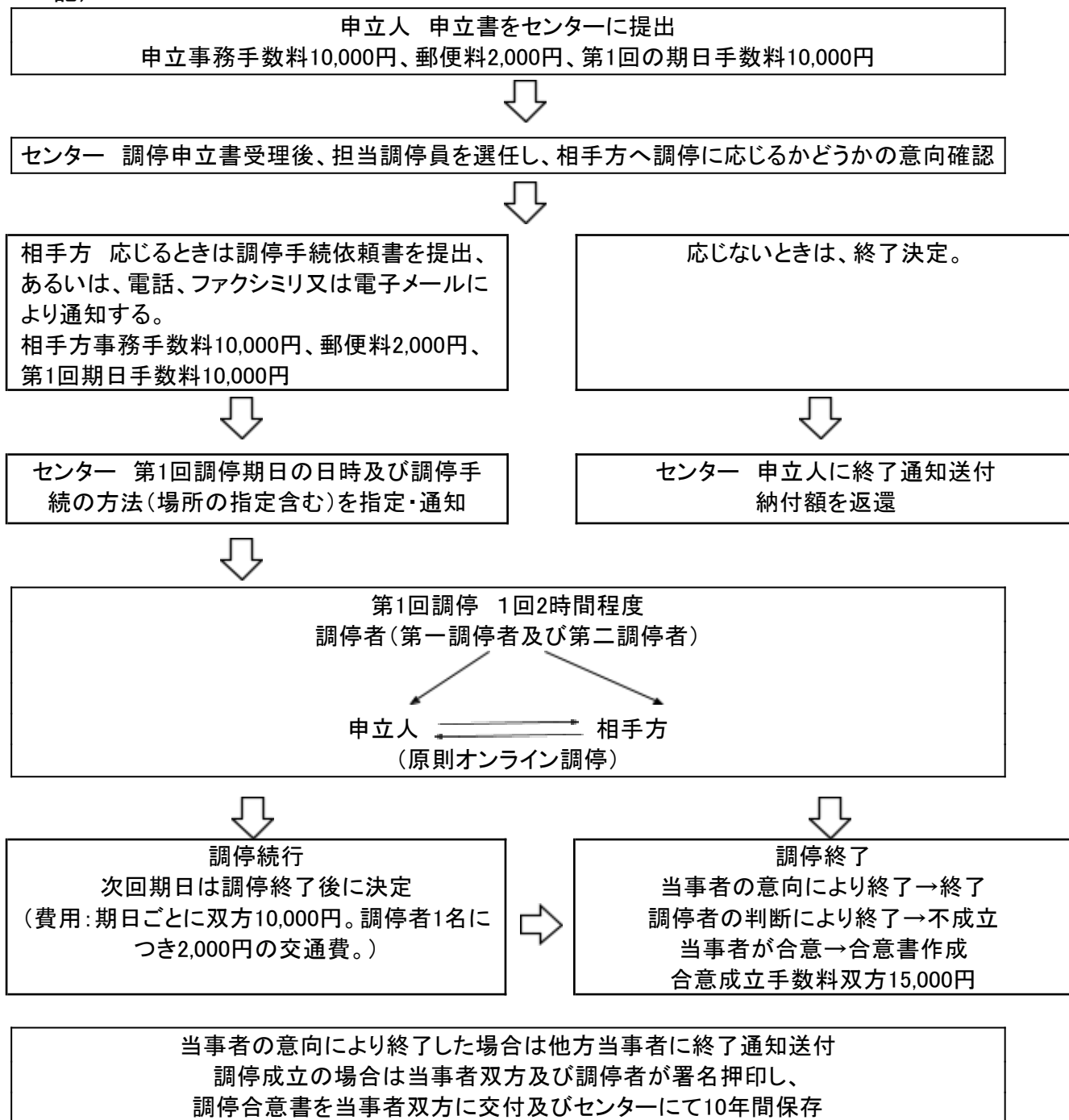
○センターの役員、職員及び手続実施者候補者には守秘義務が課せられています。

○当事者による録音・録画等は禁止です。

**4. 本人確認の方法**

○調停人が本人確認を行いますので、開始前に本人確認書類を提示して下さい。オンライン調停の場合も同様です。

5. 調停手続きの開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行（下記料金は税別表記）



6. 当事者が手続を終了させるための要件・方式

- 申立人は、取下書を提出することでいつでも調停の申立てを取り下げることができます。ただし、和解成立後に取り下げの場合は、政党な理由がない限り、相手方の承諾を要します。
  - 相手方は、離脱書を提出することでいつでも調停手続の終了を申し出ることができます。ただし、和解成立後に取り下げの場合は、政党な理由がない限り、申立人の承諾を要します。
- ※期日においては口頭で告げる方法により、取下又は終了の申出が可能です。

7. 手続きによる和解成立の見込みがないときは、手続実施者が手続を終了すること等

○次の各号のいずれかに該当する場合には、担当調停者が調停手続を終了します。

- (1) 当事者の双方又は一方が調停手続の継続を望まないとき。
- (2) 当事者の双方又は一方が和解をする意思がないことを明確にしたとき。
- (3) 当事者の双方又は一方が正当な理由なく、3回以上または連続して2回以上期日に欠席したとき。
- (4) 現時点で直ちに和解が成立する見込みがなく、かつ、紛争の性質や当事者の置かれた事情にかんがみて、調停手続を継続することが、当事者に対し、和解の成立により獲得することが期待される利益を上回る不利益を与える蓋然性があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当事者間に和解が成立する見込みがないと担当調停者が判断したとき。

○手続が終了した旨並びに終了理由及びその年月日を記載した書面を配達証明郵便により送付します。

#### 8. 和解が成立した場合の書面作成の有無・作成概要

○担当調停者は、和解の成立の年月日及び合意案の内容が記載された和解契約書(合意書)を作成し、当事者双方に読み聞かせ、立会人として署名又は記名押印します。

○作成枚数は、すべての当事者の数に1を加えた数とします。

○和解契約書は配達証明郵便により当事者双方に送付します。

## 第2 オンライン調停を利用する場合について

### 1. 利用するオンラインテレビ会議システム

○Zoom Video Communications, Inc.が提供するビデオ会議等アプリ「Zoom」を利用し、セキュリティの観点から、アプリケーションは常に最新版にアップデートするものとします。

### 2. 当事者責任の確認

○オンラインテレビ会議システムの導入・利用に関しては、当事者の責任で行うこと、利用に係る費用(通信費等)については、当事者負担となります。

### 3. オンライン調停における手続きの非公開の措置

○参加が認められている者以外の参加は禁止です。会話内容が他者に話が聞こえることのないような場所を参加場所として下さい。

○開始前にカメラ機能を利用して室内を確認させていただきます。